

静岡県告示第255号の4

県・市町職員人事交流実施要綱（昭和53年静岡県告示第91号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

静岡県知事 鈴木康友

改正前	改正後
<p>(事務主管)</p> <p>第14条 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き<u>経営管理部人事課及び経営管理部市町行財政課</u>において行うものとする。</p> <p>様式第4号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>実務研修状況通知書(年度第 ・4半期分)</p> <p>(略)</p> <p>備考 市町にあっては、当該4半期の翌月10日までに<u>県経営管理部市町行財政課</u>へ提出すること。</p>	<p>(事務主管)</p> <p>第14条 県における実務研修職員に関する事務については、別に定めるものを除き<u>総務部人事課及び総務部市町行財政課</u>において行うものとする。</p> <p>様式第4号 (略)</p> <p>(略)</p> <p>実務研修状況通知書(年度第 ・4半期分)</p> <p>(略)</p> <p>備考 市町にあっては、当該4半期の翌月10日までに<u>県総務部市町行財政課</u>へ提出すること。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。